

第3回 液化石油ガス流通ワーキンググループ 事務局提出資料

~LPガス業界を巡る諸課題への対応について~

平成28年4月28日

FRP容器普及のための取組方針

課題

- LPガスの供給は、調達国の多様化、国家備蓄の充実(平成29年度に備蓄目標であった150万 t 程度を達成予定)が進展し、エネルギーセキュリティーが強化。一方、需要の約 4 割を占める家庭業務用分野は減少傾向が継続しており(ピークの平成18年度から約20%減)、今後もエネルギー間競争の影響が考えられる。我が国のエネルギーセキュリティー維持の観点やCO₂排出減少の観点から、特に家庭業務用分野におけるLPガス需要の維持・拡大は必要。
- FRP容器(強化プラスチック製容器)は、軽量(鋼製ボンベの約半分)、ガス残量可視性、デザイン性、安全性 (爆発しない)等の特質を有する。また、現在導入が認められているFRP容器(10kg以下容器)※1でのLPガス 販売方法は質量販売※2が主となることが想定されるが、既存のLPガス消費者だけでなく、オール電化住宅や都市ガ ス利用消費者に対して以下のような新たな用途を提供できる可能性があり、消費者サイドからの期待も大きい。

<新たな用途例>

ガス配管を有しない室内での暖房用、衣類乾燥用及び調理用、バーベキュー用、災害時(豪雪時)の備蓄用、 低需要家(4㎡/月)の平時利用や別荘での利用

- エネルギー間競争が本格化する中にあって、LPガス販売事業者には新たなサービス形態が求められる中、FRP容器の普及促進がLPガス需要拡大の有望なツールとなり得るところ、政府、業界が一丸となって普及・拡大に向けた取り組みを強化することが重要。
- ※ 1 液石法上、8 kg以下の容器(カップリング付容器用弁を有したFRP容器であれば10kg以下の容器)であれば屋内持ち込みも可能であり、容器に カップリング付容器用弁が付いていれば販売事業者に対する配管等への接続義務も発生しない。
- ※ 2 質量販売とは、消費者による実際の消費量にかかわらず一定の量を質量(キログラム)で販売すること。一方、体積販売とは、ガスメーターを設置し 消費者が実際に消費した量を体積(立方メートル)で販売すること。通常は、体積販売。

(参考)

高圧ガス保安法上、8kg以下の容器については、計2本までであれば警戒標(高圧ガス)の掲示等なしで消費者自らが車に積載して運ぶことが可能。

FRP容器普及のための取組方針

留意点

- 従来の鋼製容器の場合にあっても販売先である消費者による保安上の措置の徹底を懸念して質量販売を控える販売事業者が多く、FRP容器を利用したサービスを展開している販売事業者は現在一部にとどまっている状況。普及に向けた保安体制の確立※2が必要。
 - ※2 カップリング付容器用弁を有したFRP容器(10kg以下)であっても、安全対策上担保が必要な措置としては例えば以下のものがある。

<緊急時対応>

災害が発生するおそれがある場合等、一般消費者等から通知があり、措置を講じることを求められた時等は、LPガス販売事業者等は30分以内に到着し、所要の措置を講じる体制を取らなければならない。

- 充填所におけるカップリング付容器用弁に対応した充填機が不足しており、設置数拡大のためには、充填機設置の経済合理性や充填機の設置手続きの合理化等について検討する必要がある。
- カップリング対応の燃焼機器が不足しているため、カップリング対応のFRP容器が普及したとしても用途に限りがある。
- 本年4月からは電気の小売り全面自由化が開始され、来年4月には都市ガスの小売り全面自由化が開始予定であるところ、上記の課題について可及的速やかに解決策を見いだし、LPガスの需要喚起をいち早く行うことが必要。

対応の基本的方向性

- エルピーガス振興センターや全国LPガス協会等を通じた消費者やガス機器製造事業者に対する一層のPRを進め、 消費者に対しての普及には自主保安に対する消費者サイドの意識の向上も必要であることの啓蒙も強化する。
- 保安分野も含めた国としての施策の検討にも資するよう、平成28年度予算で確保された予算を利用した実証事業等を通じて、流通形態の在り方や保安の確保等の課題への対応策をまとめ、速やかな普及のための環境整備の構築を目指す。